２０１９年度 第４回企業倫理委員会 議事録

１．日　時　　２０２０年3月９日（月）　１４：００～１６：００
２．場　所　　中国電力株式会社　本社１号館１２階特別会議室
３．出席者

（委員長）	苅田　知英	代表取締役会長
（副委員長）	馬場　則行	弁護士
（副委員長・幹事）	岡田　誠之	常務執行役員（ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門長）
（委　員）	磯村　定夫	中国地域ニュービジネス協議会　参与
	松浦　秀子	日新運輸工業㈱　代表取締役社長
	清水　希茂	代表取締役社長執行役員
（オブザーバー）	畝川　　寛	取締役監査等委員
（説明者）	石井　浩一	執行役員 ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門部長（ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ） 兼．原子力強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ担当部長

４．欠席者

（委　員）	渡辺　伸吾	中国電力労働組合執行委員長

５．議事概要

【委員長あいさつ】

委員会の開催にあたり，あいさつを申しあげる。

まず，２０１９年度第３四半期決算については，競争進展などによる販売電力量の減少はあったものの，経営全般にわたる効率化や，燃料費調整制度の期ずれ影響が改善したことなどから連結・個別ともに「減収・増益」となった。今後も厳しい競争環境に変わりはなく，これまで以上にお客さまに選択いただけるエネルギーサービスの提供と経営効率化の深堀りに取り組む。

来月には送配電部門の分社により中国電力ネットワーク株式会社が誕生し，グループ経営は転換期を迎える。この節目にあたり，当社グループの将来を展望した新たな経営ビジョンを策定し，あわせて「エネルギアグループの企業行動憲章」を改定した。これらに掲げる内容をグループの役員・社員で共有し，エネルギー事業を柱としつつ，事業領域の拡大や社会的課題の解決に取り組む。

島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務について，本来は実施しなければならない放射線管理区域の巡視が未実施であった事実が判明したことを重く受け止めている。協力会社を含め「コンプライアンス最優先」の意識の浸透に取り組む。

１．コンプライアンス推進の取組み状況について

島根原子力発電所点検不備に対する取組み状況，コンプライアンス推進施策の主な実施内容，２０２０年度 全社コンプライアンス推進の取組みについて説明した後，議論を行った。

＜主な意見＞

（１）島根原子力発電所点検不備に対する取組み状況

〇所感

・ 再発防止対策の取組みは着実に実施されている。

・ 安全文化に対する意識の維持・向上を図るとともに，再発防止対策が効果的に機能しているかなど，取組みの評価・改善を継続的に実施してほしい。

〇原子力安全文化醸成活動の推進

・ 研修等の活動は順調に行われており，今後は担当者の問題意識向上に向けて取り組んでほしい。

（２）コンプライアンス推進施策の主な実施内容

〇不適切事案の水平展開

・ グループ各社における水平展開の活用方法を集約・評価したうえで中国電力グループ全体のコンプライアンス推進の底上げに繋がるよう，各社に対し必要な指導・支援をしてほしい。

〇グループ会社の管理・指導

・ 新たに課題のある会社１社と意見交換を実施することは，親会社としてグループ会社に対して積極的な関与・指導に取り組む姿勢の表れであり，良い結果を期待する。

・ ４月１日に中国電力ネットワーク株式会社が設立されるため，同社のコンプライアンス推進に係る諸施策が効果的に運用されるよう，これまでと同様に中国電力として支援してほしい。

（３）２０２０年度 全社コンプライアンス推進の取組み

〇２０２０年度 全社コンプライアンス推進計画

・ 過渡期や組織変更，人事異動等の変化がある時に不適切事案が起こりやすい点に留意して，２０２０年度の具体的施策を実施してほしい。

・ パソコン起動画面を活用した「共感を呼ぶ」役員メッセージの社員への発信が新たに計画されており，効果のある発信を期待する。

（４）その他

・ 島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施について，事実関係および原因を明確化するとともに再発防止を徹底してほしい。

２．中国電力企業倫理綱領の改定について

中国電力企業倫理綱領の改定について説明した後，議論を行った。

＜主な意見＞

〇所感

・ 時宜を得た適切な改定である。
・ 「中国電力企業倫理綱領」と「エネルギアグループ企業行動憲章」に掲げる項目の重複が解消され行動原則が明確になったことにより，コンプライアンス経営の推進がより充実されることを期待する。
・ 役員の責務に関する記載内容がそのまま新たな項目として独立されたことは，コンプライアンス経営に対して重視する姿勢が伝わる。

３．内部通報制度の運用状況について

２０１９年１１月～２０２０年１月における内部通報制度の運用状況（通報件数：１５件）について説明した後，議論を行った。

＜主な意見＞

〇所感

・ 企業倫理相談窓口の対応は概ね適切である。
・ 毎回コンスタントに１０数件の通報があり，相談窓口の認知が定着した表れである。

①管理職の部下への指導について

➢ 管理職の部下に対する接し方には注意が必要。管理職に対し部下や周囲からパワハラ等の誤解を受けることがないような指導を心掛けるよう，注意喚起してほしい。

②グループ会社における交際費の利用について

➢ 交際費の私的流用などの不正行為はなくても，取引先との懇親会の回数が多い，交際費の事後申請をしているなど周りに不信感を持たれるようなことは，慎むべきである。

③不適切な業務処理による請負会社への代金未払いについて

➢ このような事案が常態化すれば深刻なコンプライアンス違反に繋がりかねないため，厳しい対応が必要である。

以　上

（添付資料）

資　料　「コンプライアンス推進の取組み状況について」